国関整建一産玉許第４８号
令和８年１１月２日

（株）とだか建設
富田　俊介　殿

関東地方整備局長
西澤　賢太郎

合併の認可について（通知）

令和８年７月２９日付けで申請のあった合併については、建設業法第１７条の２第２項の規定により、下記のとおり認可したので、通知する。

記

許可番号　国土交通大臣許可（特－８）第３００８９号
許可の有効期間　令和８年１１月１日から令和１３年１１月１日まで
建設業の種類

土木工事業	とび・土工工事業
石工事業	電気工事業
鋼構造物工事業	舗装工事業
しゅんせつ工事業	塗装工事業
造園工事業	水道施設工事業

注）許可の更新申請を行う場合の書類提出期限：令和１３年１０月２日
（この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日）